

米子市障がい者支援プラン 2021(素案)に対する意見募集（パブリックコメント）の結果
意見の概要と意見に対する市の考え方・対応方針

米子市障がい福祉計画・障がい児福祉計画（7件）

No	意見（概要）	市の考え方
1	2 作成する目的・基本的な考え方：(4) 地域共生社会の実現に向けた取組(58頁)について、重層的支援体制整備事業は、現在の制度のはざまにある方への対応や、一元化による一体的な体制の構築に期待する。	本市では、重層的支援体制整備事業を令和3年度から段階的に実施していくこととしており、地域共生社会の実現に向け、分野横断的かつ包括的な支援体制の構築に努めてまいります。
2	4 3年後（令和5年度）の目標値の設定(62頁)について、目標値は、市の実態に応じた、実現可能な目標値の設定とすべき。	3年後の成果目標は、国の基本指針に基づき設定をしましたが、目標値を達成するための取組は、本市の実情を踏まえ行うこととしています。
3	4 3年後（令和5年度）の目標値の設定：(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(63頁)について、本人の意思決定を応援するシステムの具体的な形はあるのか。	自ら意思を決定することが困難な障がいのある方に対しても、本人の自己決定を尊重する観点から、「障がい福祉サービスの利用等に当たっての意思決定支援ガイドライン」に基づき、本人の意思決定を支援することとしています。
4	4 3年後（令和5年度）の目標値の設定：(4)福祉施設から一般就労への移行(66頁)について、「イ 就労定着支援事業の利用者」は、成果目標として「就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用すること」とあるが、順調に就労継続していれば必ずしも定着支援を利用する必要はなく、目標値の設定として疑念がある。	国が一般就労への定着の重要性を踏まえ、就労定着支援の利用促進のため、目標値を設定したのですが、ご指摘のとおり就労定着支援の利用を強制するものではありません。一般就労への円滑な移行と就労定着のため、利用者の個々の状況を踏まえた利用が重要と考えています。
5	5 障がい福祉サービスの見込量と見込量確保のための方策：(2)日中活動系サービス（訓練等給付）：②サービスの見込量(74頁)について、「就労移行支援事業」は、市内に事業所が2か所しかなく、利用者のニーズは深層化・多様化しているなかで、対応が困難になっている。支援体制の整備について方向性を示してほしい。 また、事業継続について市は実態把握をし、地域の事業所の存続について課題認識すべき。	就労移行支援事業の提供体制が十分でないことは認識しており、市として利用ニーズを踏まえた事業所の開設と運営について、関係事業者と検討したいと考えています。

No	意見（概要）	市の考え方
6	<p>5 障がい福祉サービスの見込量と見込量確保のための方策：(4) 相談支援：③見込量確保のための方策(77 頁)について、相談支援専門員のアセスメント力、支援能力にばらつきがあるので、その解消のための具体的な整備計画をお願いしたい。</p>	<p>地域の相談支援の中核的機関として米子市障がい者基幹相談支援センターを平成31年に設置し、相談支援体制の充実のため、専門的指導や人材育成等を行っています。</p>
7	<p>7 地域生活支援事業【必須事業】：(10) 地域活動支援センター機能強化事業：②今後の方針(90 頁)について、地域活動支援センターの役割と機能を整理し、充実強化を図るとされているが、どのように取り組むのか。</p>	<p>地域活動支援センターは、サービスを利用しない方や「ひきこもり」の方などの居場所や社会参加の機会提供など、求められている役割も多様化しています。今後のあり方については、令和3年度に検討することとしています。</p>